れを承認、奨励している被告の罪がいかに深く、許されざることであるかが疑う余地もなく分かるのである。

このように、天文学的なすさまじい放射能が存在することがあらかじめ分かっている以上、このような危険極まり施設を「人口密集地域」の真っ只中に設置すること自体が、いかなる理由にしろ正当化されないことは、そもそも争う余地のない事なのである。被告は、伊方や八西地域が「人口密集地」と聞けば思わず顔を見合わせて首をかしげるであろう。しかし、本件２号炉立地地域は「人口密集地域」なのである。

即ち、本件２号炉の増設申請が出された１９７５年（昭和５０年）当時の人口資料でみると、世界で有数の人口密度を持つ我が国全体の人口密度は一平方キロメートルあたり２９５．５人（７４年現在）であった。そして四国全体では２１０人、更に愛媛県は２５２．３人（７３年現在、いずれも日本国勢図解（国勢社発行）１９７５年版による）である。これに対して町民人口は９，０１６人、人口密度は３１１人である（７５年現在。１９８７年発行の伊方町誌、第３節「人口」による）。

狭い半島の中で、肩を寄せ合うようにして生活し暮らしてきた伊方町民のその町のド真ん中に、目の前に、広島原爆の「死の灰」の数百倍を越える「死の灰」放射能を生成し、貯め込んでいく原発がすえられているのである。我々原告、伊方町民の驚きと恐怖がどのようなものであるか、理解していただけるだろうか。（以下次号に続く）

（１頁から続く）

最高裁が上告訴訟に対して口頭弁論を開く時は、高裁の判決を変更することが通例となっており、名古屋高裁の「一部の原告適格」の判決に対して、最高裁がどのような判断を示すかに関心が集まっている。

住民側弁護団では、「無効確認」訴訟については「原告適格を認める」との判例がすでにあるので、高裁の判決を変更するとすると、原告全員に「適格」を認めることしかない、との見解を示している。それは、伊方はじめ各地の原発訴訟では、高裁段階までのすべての判決で、これまで「原告適格」が認められていることを考慮してのことである。

しかし、この見解に対して疑問の意見もあり、もし「原告適格」が否定されれば、伊方訴訟などへの影響も免れず、秋にも下されると予想されている最高裁の判決が注目されている。

会計報告（'92.8/1～8/31）

収　入	
会費	３９，０００
ニュース講読料	４９，５００
カンパ	５，０００
コピー代	１２，６００
計	１０６，１００
支　出	
ニュース印刷代	２５，０００
郵送料	１０，５５１
振替手数料	２９５
資料費	１１，３６０
謝金	３，０００
ゼロックス・リース料	１０，３００
計	６０，５０６
差　引	４５，５９４
積立金合計	２，４３０，１５５

伊方訴訟ニュース

第 229 号
1992年 9 月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

もんじゅ訴訟

注目される最高裁の判決
「原告適格」に対する初めての判断

「もんじゅ」は、福井県敦賀市に「動力炉核燃料事業団」（「動燃」）が建設中の「高速増殖炉」原型炉（電気出力約３０万ＫＷ）である。同炉に対して、周辺住民は国と「動燃」の両方を相手にして、１９８５年９月に福井地裁に提訴した。裁判所に対する請求内容は、国に対しては、同炉の設置許可処分の「無効確認」であり、「動燃」に対しては、同炉の「運転差し止め」である。

福井地裁は１９８７年１０月、審理の途中で、国側からの「原告不適格」の主張を認める「中間判決」を下した。ところが、この判決を不服とした住民側の抗告を受けた名古屋高等裁判所金沢支部は１９８９年７月に、以下のような注目すべき理由の下に、一部の原告に適格を認める判決を下した。

「原理から想定される原子炉事故のうち、最大のものは冷却材喪失事故であり、・・、出力暴走により炉心溶融と続き、・・、毒性のある放射性物質は半径数キロメートルの範囲の地域を直撃し、気象条件によっては、その降下地域は百ないし数百キロメートルの遠方にまで及び、避難が遅れた住民の生命・身体に重大な放射能障害を及ぼす」と。

しかし同判決は、次のような奇妙な理由をあげて、「もんじゅ」から２０Ｋｍの範囲外に住む原告は「不適格」との判断を示した。

「万一に想定される最大級の事故の際、当該原子炉より半径約２０キロメートルの範囲外の者は、時間的に避難の可能性があるので原子炉等規制法によって利益を保護される周辺住民には該当しない」と。

この判決に対して、住民側も国側も、不服であるとして最高裁に上告していたが、さる７月１７日に、最高裁第３小法廷は、原告・被告双方を呼んで口頭弁論を聴取した。

（以下６頁に続く）

２号炉第３７回公判
１０月２日（金）午前１０時から
松山地裁大法廷

国側石川証人に対する原告らによる第２回目の反対尋問。現地住民の不安や怒りに背を向けて本件２号炉の安全審査を担当し、「いささかも問題なかった」とうそぶく証人を、長時間にわたって追及する原告らを支援・激励する傍聴を！

原告準備書面

美浜２号炉蒸気発生器細管破断事故と本件許可処分の誤り（３）
－真相究明は今から－

（１９９１年１０月３日提出）

（最終回）

（五）意図的な操作により、放射能を外部に放出し、住民を危険にさらす行為は処罰される。

－ＥＣＣＳ作動と同時の所内電源停止は、細管破断時には必然的な放射性蒸気の外部放出に至るので、関電は違法を承知で右行為を行った疑いがある。被告もまた同罪の疑いが濃厚である－

美浜事故のタービンバイパス使用に関する被告の言い分に従えば、タービンバイパス弁を使用することによって、放射性ガスの外部放出は、かなりの程度で抑制・減少させることができるということである。

従って、誰にでもわかる通り「不測の事態によって」ではなく、電力会社が、二次系が汚染される事故の際に、初めから意図的に、タービンバイパス、即ち主蒸気ダンプ系を使用不能の状態に至らしめ、この結果、同系を使用していれば抑制・軽減できるはずであった放射性蒸気を外部に放出するという結果に至らしめることは、従業員及び事故時に構内、及び周辺にいる見学者、原発周辺住民を放射能被曝の危険にさらす結果を「意図的に」もたらすことになる。

このような事故時の際の対応、あるいは、事前からの計画的な操作手順及び、それをあらかじめ予定した設計は、明らかに誤っており不当である。右の行為は、原子炉規制法に定められた「災害の防止上支障のないこと」との同法の目的、及び２４条に違反する行為である。

またそれと共に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（放射線障害防止法と略）の第５１条の「放射性同位元素を装備している機器若しくは放射線発生装置をみだりに操作し、又は、その他の不当な方法で、放射線を発散させて人の生命又は身体に危険を生じせしめた者は、１０年以下の懲役に処する」との罰則条項にも該当する行為である。

今回の美浜事故においては、少なくとも、被告の「調査状況」にもとづいて見ても、ＥＣＣＳ作動に連動して自動的にセットされていた所内電源の停止によって、タービンバイパス（主蒸気ダンプ系）が、わずか３０秒間で使用不能となり、この結果、被告が認めるだけでも１．３トンもの放射性蒸気が放出された。しかしこの放射性蒸気も、所内電源停止がなければ、復水器へ導くことは可能だったはずである。しかし被告の意図した電源停止によって、この外部放出は防げなかった。

そして、初めからわかっていた放射性蒸気の外部放出によって、数百人の従業員、５０人をこえる原発構内にいた見学者、原発周辺の住民らに、この放射性蒸気が降りかかったのである。彼らは、関電の意図的な放射能放出によって放射能被曝の危険にさらされたのである。被告が今だに、従業員や見学者らの事故による被曝量について、一切明らかにしない、という事実が、これらの人々の被曝の深刻さを物語っている。

右の通り、今回の美浜事故で起きた放射性ガスの外部放出という事故は、運転管理者自身が、結果的にこうなるしかないプログラムをあらかじめセットしていたことによって生じた。意図された行為によってもたらされたものであり、これは、先に示した原子炉規制法、及び放射線障害防止法に違反するものであった疑いが強まるのである。

被告は、美浜２号炉事故における所内電源停止によって、主蒸気ダンプ系も使用不能に至ることがあらかじめ分かっていた事実をゴマカスために、被告書面（二八）において「審査の事故解析においても、主蒸気ダンプ系は使用しないとの前提の下に解析を行っており」と、実は、不測の事態にのみ起きると仮定していたはずの「ダンプ系の使用不能」を、実際の事故時に意図的に至らしめてしまった事態を、あたかも何の問題にもならない当たり前の対応であったかのように見せようと、文章上の詭弁で逃げ通ろうとしているのである。なぜなら、今回のこの所内電源の停止という事故時の設計上のセットは、決して関西電力のみが勝手に、秘かに設定していたものではなかったからである。そのことは、「調査状況」の中においても、被告は、この電源停止について、違反であるとか、被告の知らない不当な設定であった－などの指摘や批判は一切おこなっていないことから明かである。つまり、この所内電源停止－主蒸気ダンプ系の使用不能－当然の結果としての蒸気逃し弁からの放射性蒸気の外部への放出－という一連のプロセスについては、被告が承認ずみのものであったと言えるのであり、従って被告も「放射性蒸気の逃し弁からの外部放出」については、関電と同じ責任を有しており同罪である。

そして、本件２号炉においても、単に事故解析の中だけではなく、設計の段階から、関電と同じ事故時の際のマニュアルが設定されている可能性が強く、細管破断事故でＥＣＣＳが作動すれば、本件２号炉でも、主蒸気ダンプ系の使用不能、当然の帰結としての放射性蒸気の逃し弁からの放出－という事態に至ることが現実化することは確実である。

この点について、最近になり、被告自身がこの点を認め、「原子力安全委員会と相談して『今回のような事故の場合』は、所内電源は切らないように『設計変更することが望ましい』との対応」をとり始めているとの事実によって、原告の指摘の正当性が裏付けられているのである（甲３４号証の４）。

被告が、一件落着と幕引きを行うその時から、美浜２号炉事故の真相を明らかにする本当の究明作業が始まる。美浜事故の実態が明らかになるのは、これからである。（終）

原告準備書面

大事故は必らず起こる
－原子力災害から住民を守る審査を行わずこれを正当とした本件許可処分の違法性－

（１９９２年2月１３日提出）

（その１）

目　次

はじめに

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

（二）万一の事故に際して、防災、避難計画等について、全く審査せず、それを正当として成された許可処分についての原告の指

摘と主張。
（三）防災対策などは審査の対象ではないとして、災害対策基本法で別途措置されることになっていると主張する被告
（四）原子力災害と台風や地震の自然災害を同列にしている。
（五）被告は、放射能災害を法で「災害」と認めているのに、放射能災害に対応する実効ある防災対策が策定されないことを知りながら、本件２号炉許可処分を行った。
（六）被告が自然災害と原子力災害の違いを認め、初めて原子力防災対策を策定したのは本件許可処分より３年２ヵ月後であった。
（七）本件許可処分が成された時には、立地町の伊方町にすら、原子力防災計画は影も形もなかった。
（八）原子力の防災計画の整備をはかり、万一の場合に備えて普段から準備が必要であるーと明記した原子力安全委員会報告書。
（九）電力会社が歯牙にもかけない「ー報告書」。ー美浜町が美浜原発事故を知らされたのは異常発生から２時間４分後だったー
（十）今度、こんな事故を起こしたら若狭から出ていけ。ー関電の事故隠し、通報遅れに国民の怒りが爆発。全国の原発立地市町村が原子力災害特別措置法の制定を被告に要求ー
（十一）事故隠し、通報遅れ常習犯の本件２号炉設置申請者。ー放射能の外部放出事故の真っ只中で、何も知らされなかった原告らと地域住民ー
（十二）労働者の大量被曝、核燃料管損傷事故をヒタ隠しにした四電。ー原告らの告発で明るみに出た四電の事故隠しー
（十三）百倍の放射能漏れでも運転強行が当たり前の四国電力。ー度重なる事故隠し、通報遅れに県が激怒ー
（十四）県への通報より社長演説の準備を優先する四国電力。ー伊方原発の真下に活断層が在ることを実証した昨年１月の地震ー
（十五）原発建設現場で相次ぐ死傷事故と通報遅れ。ーすみやかに通報を、八幡浜警察署が異例の申し入れー
（十六）デタラメ限りない伊方町と周辺市町の原子力防災体制。ー本件許可処分から五年近くすぎても放射線量計も、防護マスクも防護衣も、避難場所の汚染計測器も何もない有様ー
（十七）被告の国が、原発は安全と保証したから誘致した。だから避難訓練はやらないと主張する伊方町。
（十八）まとめ
結論

はじめに

１９７９年３月２８日、米国スリーマイル島原発２号炉における炉心溶融事故（以下ＴＭＩ事故と略す）で、ペンシルバニア州知事は、原発から半径８キロメートル内に住む妊婦、乳幼児に避難を勧告、半径１６キロメートル内の住民に屋内待避を勧告した。しかし、事故を知った住民らは、それより前に、ある人は着の身着のままで、ある者は家財道具を満載して車に飛び乗り、あのアメリカの広い道路が、これらの避難する人々の車で一杯にあふれた。子供たちは涙でむせびながらヨウ素剤を飲まされた。

ＴＶ、新聞で見た事故現地住民の姿は、原告や国民にとって忘れたくとも忘れることのできない光景であった。しかし、ソ連チェルノブイリ原発４号炉の爆発事故（以下チェルノブイリ事故と略す）では、その光景は当初３０キロメートル、現在では４百キロメートル離れた地域ですら現実の姿となっている。

そして昨年２月９日の美浜２号炉における蒸気発生器細管破断事故と外部への放射能放出（美浜２号炉事故と略す）という事態に至って、原発立地市町村の市町長すら、原子力防災計画の見直し、事故通報の見直し、及び原子力災害特別措置法の制定を被告に求め、京都府議会での美浜と同型炉の運転停止決議、奈良県の原子力防災計画策定の検討ーへと事態は進行、拡大している。

原告らは、ＴＭＩ事故や右の事故発生のはるか前から、これらの事態を原発は必らず引き起こす、従って、原発立地は認めることはできないーと、被告に本件許可処分の取り消しを要求し、被告の棄却により、本訴に及んだのである。

原告は本書面で、本件２号炉における原子力災害の発生、即ち、大事故時における原告らの安全の確保について、被告が安全審査の対象としなかったことの誤り、その誤りを正当として設置を認めた被告の許可処分が違法であることを明らかにし、許可処分の取り消しが唯一の道であることを主張する。

（一）世界有数の我が国の人口密度を更に上回る伊方町に広島原爆の５００倍の放射能を抱える原子炉設置を許可したことは暴挙以外の何物でもない。

本件２号炉は、一定期間の運転後には、莫大な放射能を蓄積する。たとえば、被告提出の証拠によっても、一定期間運転後の本件原子炉に存在する放射能のうち、放射性ようそだけでも３億９千７百８０万キュリー、希ガスのキセノン、クリプトン核種だけでも４億１千５百万キュリー（乙第２号証の４、10・4・6、同７）にものぼる。

世界中を放射能で汚染し、原子炉から４百キロメートル離れた地域ですら住民の避難が必要という（甲２９号証の１）すさまじい放射能汚染をもたらしているウクライナ共和国のチェルノブイリ原発４号炉の原子炉爆発事故の際に、爆発、そして施設破壊によって外部に放出された放射能量は原告主張で６億キュリー、被告の未だ訂正されない主張で１億キュリーであり、その量の違いはおいても、右の本件原子炉内の運転中の放射能量が、その一部ですら、いかにすさまじい量に達しているか誰にでも分かる。

また百万キロワットの原子炉であれば、１年間の運転後には、炉内には燃えたウラン、即ち「死の灰」が１千キログラム生成される。また百分の１グラムで肺ガンを引き起こし、半減期２万４千年という超猛毒性で永久的放射能といえるプルトニウムも３百キログラム生成される。

右の「死の灰」の放射能量は、運転停止後で２百億キュリー、停止から２４時間後でも４０億キュリーもの放射能の強さを有している。従って、本件２号炉にすると、少なくともその半分程度の「死の灰」と放射能量がある。この量を広島に投下された原爆と比べると、この時生成された「死の灰」は約１キログラム、長崎原爆で使用されたプルトニウムは１０キログラムであった（甲３４号証の１）ことをみるなら、右の「死の灰」、プルトニウムの「存在」がいかに恐るべきものであるか。それを日夜生産し続けている原発と、こ